

放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（計画段階配慮事項の選定）            第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。</p> <p>一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>イ（略）</p> <p>二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>4〜6（略）</p> <p>（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）</p> <p>第二十条 事業者は、対象放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範</p>	<p>（計画段階配慮事項の選定）            第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。</p> <p>一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>イ（略）</p> <p>二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>4〜6（略）</p> <p>（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）</p> <p>第二十条 事業者は、対象放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範</p>

圏内で、当該選定に影響を及ぼす対象放水路事業の内容（以下この条、次条第二項及び第三項、同条第五項において読み替えて準用する第五条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十二条において「事業特性」という。）並びに対象放水路事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条、次条において読み替えて準用する第五条第四項、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条及び第三十二条において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければなら

ない。

一（略）

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第四項第一号イ及び別表第一において「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(2) (略)

□ (略)

2・3 (略)

(環境影響評価の項目の選定)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素<sup>(2)</sup>ことを行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

圏内で、当該選定に影響を及ぼす対象放水路事業の内容（以下この条、次条第二項及び第三項、同条第五項において読み替えて準用する第五条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十二条において「事業特性」という。）並びに対象放水路事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この条、次条において読み替えて準用する第五条第四項、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条及び第三十二条において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる情報を把握しなければなら

ない。

一（略）

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項第一号イ及び別表第一において「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

(2) (略)

□ (略)

2・3 (略)

(環境影響評価の項目の選定)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素<sup>(2)</sup>ことを行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）

イ〜ハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ〜ハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ・ロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。)

イ・ロ (略)

五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 放射線の量

5・6 (略)

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

第二十二條 対象放水路事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一〜六 (略)

七 前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

2 (略)

別表第一 参考項目(第二十一条関係)

(別紙参照)

別表第二 参考手法(第二十三条関係)

イ〜ハ (略)

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。)

イ〜ハ (略)

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。)

イ・ロ (略)

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ・ロ (略)

〔新設〕

5・6 (略)

(環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法)

第二十二條 対象放水路事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。

一〜六 (略)

〔新設〕

2 (略)

別表第一 参考項目(第二十一条関係)

(別紙参照)

別表第二 参考手法(第二十三条関係)

放射線の量(粉じん等の発生に伴うもの)	洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 気象の状況	予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
粉じん等 建設工事に伴う副産物	(略)	(略)	(略)
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
参考項目	参考手法		
三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析	二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けると認められる地域
三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握でき			

参考項目	参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分
粉じん等 建設工事に伴う副産物	(略)
(略)	調査の手法
(略)	予測の手法

<p>影響を受ける おそれがある と認められる 地域</p>	<p>四 調査地点 粉じん等の 拡散の特性を 踏まえて調査 地域における 放射線に係る 環境影響を予 測し、及び評 価するために 必要な情報を 適切かつ効果 的に把握でき る地点</p>	<p>四 予測対象時期 等 工事による放 射線に係る環境 影響が最大とな る時期</p>	<p>五 調査期間等 粉じん等の 拡散の特性を 踏まえて調査 地域における 放射線に係る 環境影響を予 測し、及び評 価するために 必要な情報を 適切かつ効果 的に把握でき る期間、時期</p>
--	---	--	---

放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るもの）	洪水を分流させる施設の工事及び掘削の工事	及び時間帯	一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二 予測地域 対象放水路事業実施区域 三 予測対象時期等 工事期間

備考  
 一〇七（略）  
 八 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

備考 一〇七（略） 「新設」
----------------------